経 済 産 業 委員 会

私 的 独 占 \mathcal{O} 禁 止 及 び 公 正 取 引 0) 確 保 に 関 す る 法 律 0 __ 部 を 改 正 す る 法 律 案 閣 法 第 兀 兀 号)

衆 議 院 送 付 要 旨

本 法 律 案 は 公 正 取 引 委 員 会 \mathcal{O} 機 能 を 強 化 し、 不 当 な 取 引 制 限 等 \mathcal{O} 層 \mathcal{O} 抑 止 を 义 る た め 新 た に 事 業 者

が が 公 正 取 引 委 員 숲 設 لح \mathcal{O} 合 意 に に、 ょ 1) 課 事 徴 件 金 \bigcirc \mathcal{O} 解 算 明 定 に 資 法 す る 0 資 料 11 \mathcal{O} 提 定 出 基 等 礎 を 額 L た 追 場 合 加 に 課 定 徴 金 間 \mathcal{O} 額 延 を 減 額 す る 行 ほ

カン 検 査 妨 害 等 \mathcal{O} 罪 に 対 す る 罰 金 \mathcal{O} 上 限 額 \mathcal{O} 引 上 げ 等 \mathcal{O} 措 置 を 講 ľ ょ うと す る Ł \mathcal{O} で あ ŋ そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は

方

に

て

算

 \mathcal{O}

算

期

 \mathcal{O}

長

等

を

う

次 \mathcal{O} لح お ŋ で あ る

で

き

る

制

度

を

け

る

ك ك

ŧ

課 徴 金 適 用 対 象 等 \mathcal{O} 見 直 L

1 納 付 を 命 ず る 課 徴 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 計 算 に お 1 て、 (1) 違 反 事 業 者 カ 5 0) 指 示 B 情 報 に 基 づ 1 7 商 品 • 役 務 を 供

給 又 は 購 入 L た 完 全 子 숲 社 等 \mathcal{O} 売 上 額 又 は 購 入 額 2 違 反 行 為 \mathcal{O} 対 象 لح な る 商 品 • 役 務 12 密 接 12 関 連 す

る 業 務 \mathcal{O} 対 価 相 当 額 及 び (3) 違 反 行 為 \mathcal{O} 対 象 と な る 商 品 • 役 務 を供 給 L な いこと又 は 購 入 L な 7 ことに 関

L て得 た財 産 上 0) 利 益 相 当 額 を 算定基 礎 に 加 え る。

2 課 徴 金 \mathcal{O} 算 定 期 間 \mathcal{O} 始 期 に 0 ٧, て、 公 正 取 引 委 員 숲 に ょ る 調 査 開 始 日 カコ 5 最 長 + 年 前 ま で 遡 れ る よう

にする。

3 違 反 事 業 者 か 5 課 徴 金 \mathcal{O} 算 定 基 礎 لح な る べ き 事 実 \mathcal{O} 報 告 又 は 資 料 \mathcal{O} 提 出 が 行 わ れ ず、 そ \mathcal{O} 事 実 を 把 握

す ることが で き な 1 算 定 期 間 12 0 1 て は 公 正 取 引 委 員 숲 が 算 定 基 礎 額 を 合 理 的 な 方 法 に ょ ŋ 推 計 す る

ことができるものとする。

二 課徴金算定率等の見直し

1 不 当 な 取 引 制 限 等 を 行 0 た 事 業 者 に 対 L て 課 徴 金 \mathcal{O} 納 付 を 命 ず る 場 合 に お 1 て、 卸 売 業 又 は 小 売 業 に

係 る t \mathcal{O} で あ る 場 合 \mathcal{O} 業 種 別 算 定 率 及 75 違 反 行 為 を 早 期 に B \Diamond た 者 に 適 用 す る 軽 減 算 定 率 を 廃 止 す る

لح t に 中 小 企 業 算 定 率 \mathcal{O} 適 用 対 象 を 実 質 的 な 中 小 企 業 に 限 定 す る。

2 割 増 算 定 率 \mathcal{O} 適 用 対 象 に 0 1 て、 他 \mathcal{O} 事 業 者 に 対 L 公 正 取 引 委 員 会 0) 調 査 \mathcal{O} 際 に 資 料 \mathcal{O} 隠 蔽 • 仮 装 箬

を要求すること等を加える。

三 課徴金減免制度の見直し

1 公 正 取 引 委 員 会に ょ る 調 査 開 始 日 前 又は以 後 に、 単 独 で、 違 反行 為に係 る事 実 0) 報告 等 を行 0 た事

業

者 に 対 す る 減 算 率 を 見 直 す。

2 公 正 取 引 委 員 会 は 事 実 \mathcal{O} 報 告 等 を 行 0 た 事 業 者 か 5 協 議 \mathcal{O} 申 出 が あ 0 た کے き は 協 議 を 行 う t \mathcal{O} لح

し、 事 業 者 が 事 件 \mathcal{O} 真 相 解 明 12 資 す る 協 力 を 行 1 カュ つ、 公 正 取 引 委 員 会 が そ \mathcal{O} 協 力 度 合 1 に 応 U た 減

算 率 適 用 す 内 容 す 合 意 ることが できることとす る。

3

減

免

失

格

事

由

とし

て、

他

 \mathcal{O}

事

業

者

に

対

L

事

実

 \mathcal{O}

報

告

等

を

行

うことを妨

害

L

7

7

たこと、

正

当

な

理

由

な

を ること を لح る を す

< 事 実 \mathcal{O} 報 告 等 を 行 0 た 冒 を 第 三 者 に 対 L 明 5 カ に L た こと 等 を 加 え る。

兀 排 除 措 置 を 命 ず る 手 続 課 徴 金 \mathcal{O} 納 付 を 命 ず る 手 続 \mathcal{O} 整 備

1 違 反 行 為 が 既 に な < な 0 て 11 る 場 合 に お 1 て、 排 除 措 置 P 課 徴 金 \mathcal{O} 納 付 を 命 ずることが で きる 期 間 を

当 該 違 反 行 為 が な < な 0 た 日 か 5 七 年 لح す る

2 違 反 事 業 者 が 子 会 社 等 に 違 反 行 為 に 係 る 事 業 \mathcal{O} 全 部 を 譲 渡 等 L て 消 滅 L た ときは 公 正 取 引 委 員 会 \mathcal{O}

調 查 開 始 日 前 に 事 業 \mathcal{O} 全 部 \mathcal{O} 譲 渡 等 が 行 わ n た 場 合 に ŧ, 当 該 子 숲 社 等 に 対 L 課 徴 金 \mathcal{O} 納 付 を 命 ľ な け

れ ば な 5 な 1 こととする。

延 滞 金 \mathcal{O} 割 合 \mathcal{O} 見 直 L

五.

課 徴 金をそ \mathcal{O} 納 期限 までに納 付 L な 7) 場合 に お け る延 滞 金 の割合を、 年十四 • 五,パ] セ ントを超えない

範囲内において政令で定める割合とする。

六 罰則規定の見直し

1 調 査 に お け る 強 制 処 分違 反 等 \mathcal{O} 罪 に 係 る 罰 金 \mathcal{O} 上限額を三百 万円に引き上げるとともに、 行為者を罰

す る ほ か 法 人 等 に 対 L て ŧ 罰 金 刑 を 科 す る。

でそれが一治し等に対して予告を共る利でも

七 犯則調査権限の整備

2

検

査

妨

害

等

 \mathcal{O}

罪

に

係

る

法

人

等

に

対

す

る

罰

金

 \mathcal{O}

上

限

額

を二億

円に引き上げ

う。 。

犯 則 事 件 を 調 査 す る 場 合に おい て、 記 録 命 令 付 差押 , え 等 が できるようにする。

八 施行期日

 \subseteq \mathcal{O} 法 律 は、 部 \mathcal{O} 規定を除 き、 公 布 0) 日 カゝ ら起算 L て — 年六月を超えな ١, 範 囲 内 に お 1 て政令で定め

る日から施行する。